平成３０年（フ）第３３２２号
東京都足立区六月３丁目６－７－105
債務者　木下　博貴
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３２４号
東京都葛飾区西新小岩４丁目40－12
債務者　徳橋眞須美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３２８号
東京都足立区大谷田１丁目１－３－505
債務者　尾野　友恵
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３３２号
東京都江戸川区南小岩７丁目22－14　リベーロ平和１　305
債務者　三枝　　傑
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３３３号
東京都目黒区東山１丁目16－５－102
債務者　本田健一郎
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３３４号
東京都世田谷区喜多見８丁目４－11－201
債務者　鈴木　周作
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３３５号
東京都三鷹市井の頭５丁目12－20－102
債務者　白戸　純也
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３３７号
東京都練馬区桜台３丁目41－１
債務者　加藤　俊輔
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３５５号
東京都調布市富士見町１丁目６－10　フラワーハイツＡ－103
債務者　森高　孝一
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３５７号
東京都葛飾区青戸８丁目23－１　メゾンムートン２階
債務者　米澤　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３６２号
東京都練馬区西大泉３丁目３－１－101
債務者　蝦名　早苗
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３６３号
東京都練馬区西大泉３丁目３－１－101
債務者　蝦名　大夢
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３６４号
東京都江戸川区西瑞江４丁目12－101
債務者　栗原　武司
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３６６号
東京都国分寺市南町３丁目23－13　ハウスアメニティ100　801
債務者　益田　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部